

平成 10 年度

国有林野事業に係る債務の処理に関する
施策の実施の状況に関する報告

平成 12 年 2 月

この報告は、国有林野事業の改革のための特別措置法（平成10年法律第134号）第17条の規定に基づき、平成10年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況について行うものである。

はじめに

政府は、国有林野事業の危機的な財務状況に対処するため、その抜本的改革を実施することとし、その趣旨及び全体像を明らかにするとともに、改革のために必要な特別措置を講ずるための国有林野事業の改革のための特別措置法案を平成10年の第142回通常国会に提出した。

同法案は、同年10月15日に第143回臨時国会において可決・成立し、同月19日に施行された。

国有林野事業の改革のための特別措置法（平成10年法律第134号。以下「法」という。）においては、国有林野事業の財務の健全化を図るため、政府は国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定（以下「事業勘定」という。）の負担に属する債務の処理を行うとともに、国会に対し、毎年度当該債務の処理に関する施策の実施の状況を報告しなければならないとされたところである。

本報告は、法第17条の規定に基づき、平成10年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況を報告するものである。

1 借入金の一般会計への帰属等

- (1) 政府は、法第15条第1項の規定に基づき、法の施行時（平成10年10月19日）における事業勘定の負担に属する債務の一部（2兆8,626億円）を一般会計に帰属させた。

このうち、同項第1号に掲げる借入金に係る債務は、2兆8,421億円であり、同項第2号に掲げる利子に係る債務は、205億円であった。

- (2) 一般会計に帰属した債務（2兆8,626億円）については、国有林野事業の改革のための特別措置法施行令（平成10年政令第328号）第2条の規定により、平成10年10月20日から平成11年3月23日までの間に、法第15条第1項第1号に掲げる債務（2兆8,421億円）については資金運用部に、同項第2号に掲げる債務（205億円）については資金運用部特別会計に償還した。

また、法第15条第1項第1号に掲げる債務について法の施行日の翌日から償還期限までの間において発生した利子（291億円）についても、当該債務の償還に併せて資金運用部特別会計に支払った。

- (3) 法第15条第1項第1号に掲げる債務の償還財源については、国有林野事業承継債務借換国債を発行した。この結果、平成11年3月31日における債務残高は、2兆8,443億円となった。

また、同項第2号に掲げる債務の償還及び同項第1号に掲げる債務について法の施行日の翌日から償還期限までの間において発生した利子の支払については、一般会計国債費及び新たに創設したたばこ特別税により手当した。

2 事業勘定における債務の処理

- (1) 法第16条第1項に規定する事業勘定の負担に属した借入金に係る債務は、1兆454億円であり、このうち平成11年3月31日までに償還期限が到来した1,359億円について、資金運用部に償還した。

当該償還の財源については、民間金融機関からの借入により手当した。この結果、平成11年3月31日における債務残高は、1兆454億円となった。

- (2) 法の施行日から平成11年3月31日までの間において支払った上記の債務に係る利子は、98億円であり、96億円を資金運用部特別会計に、2億円を民間金融機関に支払った。

当該利子に充てるべき金額については、同額を一般会計から事業勘定に繰り入れた。